

十一 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

改正案	現行
<p>(業務の範囲) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一 有価証券の売買（顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）又は有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）</p> <p>二 十 (略)</p> <p>十一 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第四号及び第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>十二 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十号に掲げる業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。）</p>	<p>(業務の範囲) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一 有価証券の売買（顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）</p> <p>二 十 (略)</p>

4 前項第一号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

5 第三項第九号の「金融先物取引等」又は同項第十号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第八項又は第九項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 長期信用銀行

二 銀行（銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。）

三 証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社のうち、証券業（同条第八項各号（定義）に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十四条第一項各号（業務）に掲げる業務その他の総理府令・大蔵省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

4 前項第一号の「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」又は「外国市場証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法第二条第十四項から第十六項まで（定義）に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

5 第三項第九号の「金融先物取引等」又は同項第十号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項又は第八項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。

（証券会社等の株式の所有）

第十三条の二 長期信用銀行は、証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む銀行（銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下この項において同じ。）その他の銀行（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）については、内閣総理大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、長期信用銀行が取得し、又は所有する株式には

- 四 保険業法（平成七年法律第百五号）（第二条第二項（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。））
- 五 銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社
- 六 証券業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 七 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第五号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 八 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社（主として当該長期信用銀行の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいる会社（以下この号において「特定従属会社」という。）にあつては、当該特定従属会社の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を、当該長期信用銀行又はその子会社（当該一の子会社を除く。）が、合算して、基準株式数等（第十七条において準用する銀行法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。第十号において同じ。）を超えて所有していないものに限る。）
- 九 金融関連業務を専ら営む会社（証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の

、当該長期信用銀行が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他総理府令・大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該長期信用銀行が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

株式等の数又は額を超えて所有しているものに、保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものにそれぞれ限るものとし、証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。）

十 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社（当該会社の株式等を、当該長期信用銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）

十一 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項に規定する子会社とは、会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をい

う。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社とその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。）その他総理府令・大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（総理府令・大蔵省令で定める株式等を除く。）を含むものとする。

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 従属業務 長期信用銀行又は第一項第二号から第七号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものの
- 二 金融関連業務 銀行業、証券業又は保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの
- 三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの
- 四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

- 五 証券子会社等 長期信用銀行の子会社（第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である次に掲げる会社
- イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社
 - ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十一号に掲げる持株会社
 - ハ その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社の子会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの
 - 六 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社
 - イ 保険会社又は保険業を営む外国の会社
 - ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十一号に掲げる持株会社
 - ハ その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である保険会社の子会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの
- 5 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 6 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる会社（主として当該長期信用銀行の営む業務のために従属業務（第四項第一号に掲げる従属業務をいう。第九項において同じ。）を営んでいる会社を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするとき、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び

轉換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六条第一項（認可）の規定により合併又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 前項の規定は、子会社対象銀行等が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

8 第六項の規定は、長期信用銀行が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

9 第一項第八号又は第六項の場合において、会社が主として長期信用銀行若しくはその子会社、長期信用銀行の一の子会社又は長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

（営業の譲受け）

第十五条 長期信用銀行は、営業の全部又は一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行業に属するものに限る。以下この条において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約に関する業務が当該長期信用銀行の営むことができな業務に属するときは、そ

（営業の譲受け）

第十五条 長期信用銀行は、営業の全部又は一部の譲受けにより契約（その契約に関する業務が銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。第十六条の四第一項において同じ。）に属するものに限る。以下この条において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合に

の契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

(長期信用銀行持株会社に係る認可等)

第十六条の二 (略)

において、その契約に関する業務が当該長期信用銀行の営むことができな
い業務に属するときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了ま
で、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その
契約に関する業務を継続することができる。

(長期信用銀行持株会社に係る認可等)

第十六条の二 (略)

2 前項に規定する「子会社」とは、会社がその発行済株式(議決権のあ
るものに限る。)(の総数又は出資の総額)(以下この項において「発行済
株式の総数等」という。)(の百分の五十を超える数又は額の株式(議決
権のあるものに限る。)(又は持分(以下この条及び第十六条の四におい
て「株式等」という。)(を所有する他の会社をいう。この場合において
、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二
以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額
の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券
の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議
決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことが
できるものに限る。)(その他総理府令・大蔵省令で定める株式等を含ま
ないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受
益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うこと
ができるもの(総理府令・大蔵省令で定める株式等を除く。)(を含むも
のとする。

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた会社（以下「特定持株会社」という。）は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

3 (略)

4 (略)

第十六条の三 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならぬ。

一 三 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならぬ。

一 銀行

二 証券専門会社

4 第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により長期信用銀行を子会社（同項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社になつた会社（以下「特定持株会社」という。）は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

5 (略)

6 (略)

第十六条の三 内閣総理大臣は、前条第一項又は第五項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならぬ。

一 三 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第五項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならぬ。

一 銀行（銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。）

二 外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第二条第一項（定

- 三 保険会社
- 四 (略)
- 五 証券業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)
- 六 保険業を営む外国の会社(第四号に掲げる会社に該当するものを除く。)
- 七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)
- イ 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの(以下この条において「従属業務」という。)
- ロ 第十三条の二第四項第一号に掲げる金融関連業務(当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。)
- 八 (略)
- 九 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社

- 義)に規定する外国為替銀行
- 三 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社
- 四 (略)
- 五 証券業(証券取引法第二条第八項各号(定義)に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。次号において同じ。)(を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。))
- 六 銀行業(長期信用銀行の債券の発行に係る業務を含む。第三項において同じ。)(又は証券業に従属し、付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものを専ら営む会社)
- 七 (略)
- 八 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社

で総理府令・大蔵省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 (略)

3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第七号まで若しくは第九号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものを専ら営む会社）（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条において「長期信用銀行等」という。）を子会社としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二条の十九第一項又は第二項の規定により合併又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 (略)

5 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（長期信用銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として長期信用銀行持株会社若しくはその子会社又は長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 (略)

3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社（銀行業に從属し、付随し、又は関連する業務を専ら営む会社として総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。）（次項において「長期信用銀行等」という。）を子会社としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二条の十九第一項又は第二項の規定により合併又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 (略)

5 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、その子会社として第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としようとするときについて準用する。

(銀行法の準用)

第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第四条まで(目的、定義等、営業の免許)、第五条第一項及び第二項(資本の額)、第六条第一項及び第二項(商号)、第十条から第十二条まで(業務の範囲)、第十六条の二(銀行の子会社の範囲等)、第三十一条(合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等)、第三十三条(合併の場合の債権者の異議の催告)、第三十七条第二項(廃業及び解散等の認可)、第四十三条(他業会社への転移等)、第七章(外国銀行支店)、第五十二条の二、第五十二条の三第一項(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二条の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)、第五十四条(認可等の条件)、第五十五条(認可の失効)、第五十六条第四号(内閣総理大臣の告示)、第五十八条から第六十条まで(総理府令・大蔵省令への委任、権限の委任、経過措置)、第九章(罰則)並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認可の失効)

第二十条 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社(第十六条の二第一項の認可を受けた者を含む。)がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を履行しなかつたときは、当該認可

(銀行法の準用)

第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第四条まで(目的、定義等、営業の免許)、第五条第一項及び第二項(資本の額)、第六条第一項及び第二項(商号)、第十条から第十二条まで(業務の範囲)、第十六条の二(証券会社等の株式の所有)、第三十一条(合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等)、第三十三条(合併の場合の債権者の異議の催告)、第三十七条第二項(廃業及び解散等の認可)、第四十三条(他業会社への転移等)、第七章(外国銀行支店)、第五十二条の二第一項から第三項まで(銀行持株会社の定義等)、第五十二条の三、第五十二条の四(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二条の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)、第五十四条(認可等の条件)、第五十五条(認可の失効)、第五十六条第四号(内閣総理大臣の告示)、第五十八条から第六十条まで(総理府令・大蔵省令への委任、権限の委任、経過措置)、第九章(罰則)並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社について、銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認可の失効)

第二十条 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社(第十六条の二第一項の認可を受けた者を含む。)がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を履行しなかつたときは(第十七条に

は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、第十六条の二第一項又は第三項ただし書の認可については、当該認可に係る長期信用銀行持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

(罰則)

第二十三条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十六条の二第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 (略)

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

において準用する銀行法第十六条の三第二項（海外現地法人の株式等の所有）において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、長期信用銀行が当該認可を受けた日から六月以内に、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社にならなかつたとき）は、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、第十六条の二第一項又は第五項ただし書の認可については、当該認可に係る長期信用銀行持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

(罰則)

第二十三条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十六条の二第五項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 (略)

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十九条第一項の規定により付した条件（第十六条の二第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

三 銀行法第十九条若しくは第五十二条の十一の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

三の二 銀行法第二十条若しくは第五十二条の十二の規定による公告をせず、又は当該公告をしなげばならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公告をした者

三の三 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の十三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

四〇八（略）

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした長期信用銀行（長期信用銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）若しくは清算人、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査

二 第十九条第一項の規定により付した条件（第十六条の二第一項又は第五項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

三 銀行法第十九条若しくは第五十二条の十一の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

四〇八（略）

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした長期信用銀行（長期信用銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）若しくは清算人、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査

役、配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条の二又は銀行法第五十二条の五第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

二（略）

三 第十三条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき又は第十六条の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀行法第五十二条の八第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

四 第十三条の二第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第八項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第六項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき。

五 第十六条の二第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

役、配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条の二又は銀行法第五十二条の六第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

二（略）

三 第十三条の二第一項の規定若しくは銀行法第五条第三項、第六条第三項、第八条若しくは第十六条の三第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき又は同条第二項において準用する同条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社となつた後において、同項に規定する数若しくは額の当該会社の株式若しくは持分を所有したとき。

四 第十六条の二第四項若しくは第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第十六条の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会

六 第十六条の四第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する長期信用銀行等を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する長期信用銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき。

七 第十九条第一項の規定により付した条件（第十三条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第十六条の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第八条、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項若しくは第五十二条の十九第一項若しくは第二項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

八 銀行法第五条第三項、第六条第三項又は第八条の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

九 銀行法第七条第一項又は第五十二条の四第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

十 銀行法第十六条の三第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の八第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

十一 銀行法第十六条の三第三項若しくは第五項又は第五十二条の八第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

十二（略）

社以外の会社（銀行法第五十二条の八第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

六 第十六条の四第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する長期信用銀行等を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としたとき。

七 第十九条第一項の規定により付した条件（第十三条の二第一項若しくは第十六条の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第八条、第十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項若しくは第五十二条の十九第一項若しくは第二項の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

八 銀行法第七条第一項又は第五十二条の五第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

九（略）

十三
(略)

十四
(略)

十 銀行法第二十条若しくは第五十二条の十二の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして公告をしたとき。

十一 (略)

十二 (略)

十三 銀行法第五十二条の八第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

十四 銀行法第五十二条の八第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。